

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 20 日

関係団体 殿

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

フロン排出抑制法に基づく機器管理の徹底について（周知依頼）

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成 13 年法律第 64 号。以下「法」という。）の施行につきましては、日頃より御協力を賜りまして誠にありがとうございます。

業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の冷媒に使われているフロンの排出抑制については、法においてフロン使用機器の管理者（所有者、使用者等）が取り組む措置が規定されているところ、「地球温暖化対策計画」（令和 7 年 2 月閣議決定）に関する 2030 年・2040 年の排出削減目標や、フロン消費量の段階的削減を定めるモントリオール議定書の義務を確実に達成するために示された「フロン類使用見通し（案）」（令和 7 年 3 月公表）を踏まえて、一層の排出抑制が求められております。

つきましては、貴団体の会員企業等に対して、別紙 1・2 の内容について広く周知をお願いいたします。